


	三菱UFJ-VISA
対象カード	下記ホームページに記載の「三菱UFJ-VISA」が対象です。 <a href="https://www.bk.mufg.jp/tsukau/credit/sagasu/index.html">https://www.bk.mufg.jp/tsukau/credit/sagasu/index.html</a>
対象カードのお申し込み方法	下記ホームページに記載の「三菱UFJ-VISA」をお申し込みください。 <a href="https://www.bk.mufg.jp/tsukau/credit/sagasu/index.html">https://www.bk.mufg.jp/tsukau/credit/sagasu/index.html</a>
消費者への還元方法	決済額に応じたポイント ※一部対象のお店では、カードご利用時に割引等で還元される場合があります。 その場合は還元ポイントは獲得できません。
還元イメージの計算方法	 <p>ご利用額 50,000円 × 還元率 5% = 還元相当額 2,500円</p> <p>還元相当額 2,500円 ÷ ポイント相当額 5円 (1ポイント=5円相当) = 還元ポイント 500ポイント※</p> <p>※端数は切捨てとなります。</p>
付与されるポイント	三菱UFJポイント
ポイントの有効期限	原則、翌々年度末 くわしくは下記ホームページでご確認ください。 <a href="https://www.bk.mufg.jp/tsukau/credit/point_service/tameru/index.html">https://www.bk.mufg.jp/tsukau/credit/point_service/tameru/index.html</a>
ポイント交換の可否	可能
消費者還元のタイミング	毎月1日～末日のご利用分を翌々月の請求時に還元 ※初回（10月ご利用分）のみ、11月ご利用分とあわせ、2020年1月の請求時に還元します。
消費者還元の上限ポイント	3,000ポイント（=15,000円相当）/月
消費者還元の確認方法	ハガキ・封書のご利用明細書、「会員専用Webサービス」にてご確認ください。
消費者還元を受けるために必要な制約条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不当な取引（下記「不正に対する注意事項」記載をご参照ください）は禁止されております。</li> <li>・ 不当な取引を行った場合には、消費者還元の停止と取り消しを行います。</li> </ul>
問合せ窓口	三菱UFJ-VISAカード キャッシュレス・消費者還元制度専用デスク ☎ 0570-550-306 受付時間9：00～17：00 無休（但し、年末年始は休み）
	なりすまし取引や架空取引等、以下の不当な取引（*）は認められません。これが発見された場合には、「消費者還元を受けるために必要な制約条件」においても本件消費者還元の対象外である旨を明記しているとおり、これらの取引に対応するポイントが付与されず、またすでに付与されたポイントが取り消されます（「三菱UFJポイント利用規程」11条、「三菱UFJ-VISA会員規約」11条1項ないし3項も参照）。さらに、「三菱UFJ-VISA会員規約」11条1項ないし3項に基づいて、「三菱UFJ-VISA」に係るサービスの利用自体ができなくなり、加えて、民法その他の適用される法律等に基づいて、当該取引により国、補助金事務局（公募により経済産業省から採択された「キャッシュレス・消費者還元事業」（以下「本事業」とします。）の執行団体）または当行が被った一切の損害の賠償を求められることがあります。場合によっては会員資格を取り消すこともあり得るため、不当な取引を行うことは絶対にやめてください。

不正に対する注意事項

(\*) 「不当な取引」

- ① 他人のキャッシュレス決済手段を用いて決済した結果として、自己または他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- ② 架空の売買や、直接または間接を問わず、自らが販売した商品を同額で再度購入する取引等、客観的事情に照らして取引の実態がないにも関わらず、当該取引を根拠として、自己または他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- ③ 商品もしくは権利の売買または役務の授受を目的とせず、本事業による消費者還元を受けることのみを目的として、キャッシュレス決済を行い、自己または他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- ④ 本事業の対象でない取引を対象であるかのように取り扱い、自己または他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- ⑤ 本事業の対象取引が取消、解除その他の事由により存在しなくなった、または現金もしくは本事業の対象外取引である金券等による反対給付が行われたにも関わらず、自己または他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- ⑥ 本事業の対象でない加盟店が対象であると申告することで、他者に本事業における消費者還元に基づく利益を得させること
- ⑦ その他補助金事務局が、補助金制度の趣旨に照らして不当であると判断する取引

【ご参考】

「三菱UFJ-VISA会員規約」

[https://www.bk.mufg.jp/tsukau/credit/kaiin\\_minasama/kitei.html](https://www.bk.mufg.jp/tsukau/credit/kaiin_minasama/kitei.html)

「三菱UFJポイント利用規程」11条

[https://www.bk.mufg.jp/tsukau/credit/point\\_service/tsukau/index.html](https://www.bk.mufg.jp/tsukau/credit/point_service/tsukau/index.html)

※ページ最下部の「三菱UFJポイント利用規程」よりご確認ください。